

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月八日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>行田市大字持田字油免二三二六 番地先から 羽生市大字下岩瀬字下岩瀬五二 六番一地先まで</p>	<p>羽生市中央二丁目一五三番一 地 先まで</p>	<p>行田市大字上池守字畑通七三八 番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>九・四八ノ 六六・四九</p>	<p>六・〇〇ノ 三五・二〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一六六五八・四四</p>	<p>一〇七七〇・一五</p>		<p>延長 (メートル)</p>
			<p>備 考</p>